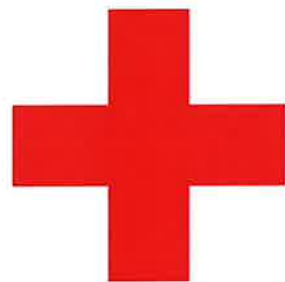


令和5年度

事業計画



日本赤十字社  
Japanese Red Cross Society

山梨県支部

## 日本赤十字社の使命

わたしたちは、  
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、  
いかなる状況下でも、  
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

## わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人 道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公 平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中 立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独 立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉 仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単 一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

## わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、  
人道の実現のために、  
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、  
人の痛みや苦しみに目を向け、  
常に想像力をもって行動します。

はじめに

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の新たな変異株による感染拡大が起こるなど、収束が見通せない厳しい状況が続きましたが、様々な感染防止対策を講じるとともに、医療体制や検査体制の強化、ワクチン接種の推進などにより日常生活や社会活動の制限緩和と経済活動の活性化に向けて取り組んだ一年となりました。

この新型感染症に、日本赤十字社はパンデミック到来時から総力をあげ、対応に取り組んで参りました。

本県におきましても、感染者に対する適切な医療の提供や検査体制の確保充実、ワクチン接種や輸血用血液製剤の安定確保、感染防止対策の啓発等に全力で取り組みました。

新型コロナウイルス感染症は、人と人が密接に関わる赤十字事業にも大きな影響を及ぼしてきましたが、救急法等講習普及事業や大規模地震等に備えた防災訓練、赤十字ボランティア活動等について、密を避ける等様々な創意工夫を行う中で、コロナ禍前とほぼ同様な取り組みを行うことが出来ました。

また、青少年赤十字は、これまで支援ご協力を賜りました多くの関係者の皆様のおかげをもちまして創設100周年を迎えることが出来ました。

今後も、関係者の皆様のお力添えを頂きながら強力に推進して参ります。

医療事業につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応に忙殺された一年でありました。

重点医療機関として、感染患者の入院受け入れ、発熱外来への対応やワクチン接種などに取り組み、感染被害を最小限に抑えることが出来ました。

今後とも、安定的な経営を維持するとともに、地域で必要とされる病院であり続けるため、体制の充実強化に努めて参ります。

血液事業におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により献血者の確保が厳しい状況でありましたが、予約献血の推進や広報活動に積極的に取り組むことなどにより、過不足なく、血液製剤をお届けすることが出来ました。

今後とも、血液製剤の安定供給、原料血漿の確保、品質の確保、献血の意義理解の促進、献血者の安全確保等を図り、効果的、効率的な事業運営を行って参ります。

令和5年度も、支部、病院、血液センターが一体となり、赤十字会員や献血者、赤十字ボランティア並びに県民の皆様のご理解とご協力をいただきながら全ての事業を推進して参りますので、今後とも、一層のご支援をよろしくお願い申し上げます。

日本赤十字社山梨県支部

# 目 次

I	支部事業	1
1	救護体制の充実	1
2	赤十字講習の普及	3
3	赤十字ボランティアの活動充実	4
4	青少年赤十字活動の推進	6
5	国際活動の充実	9
6	医療事業	10
7	血液事業	10
8	会員増強と広報活動の推進	11
II	施設事業	14
1	山梨赤十字病院	14
2	山梨県赤十字血液センター	17

# I 支部事業

## 1 救護体制の充実

災害等に対する救護活動は、人道的任務を遂行するための重要な活動であり、ジュネーブ諸条約並びに各種の国内法（日本赤十字社法・災害対策基本法・災害救助法・国民保護に関する法律等）に基づいて行われている。

その内容は、災害等の発生により医療空白地帯となった被災地に救護班を派遣したり、被災者に対し救援物資を配付したり、また、被災者に長期にわたり寄り添い生活面での支援を行ったりと多岐にわたっている。

山梨県支部では、山梨県地域防災計画や山梨県大規模災害時医療救護マニュアル等による赤十字の役割を果たすために県内各防災関係機関と連携し、東海地震をはじめとする南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の地震災害や近年益々頻発化・激甚化している風雨災害に備えて救護体制の確立を図っている。

そのために赤十字救護員である職員や奉仕団員並びに防災ボランティア等を対象とする研修や訓練を実施しながら、資機材の整備・充実に今後も進めていくこととする。

### (1) 初動救護体制並びに救援体制の充実

- ① 日本赤十字社本社・第2ブロック支部（茨城県支部・栃木県支部・群馬県支部・埼玉県支部・千葉県支部・東京都支部・神奈川県支部・新潟県支部・山梨県支部）並びに隣接他ブロック支部である長野県支部・静岡県支部との初動救護体制並びに救援体制の充実

- ア 業務用無線・衛星携帯電話・タブレット端末等を用いた被災地情報を含めた災害情報の収集と伝達
- イ 情報収集のため被災地支部へ先遣要員を派遣
- ウ 日本赤十字社本社を中心とした指揮命令系統の確立
- エ 県内の災害における県や市町村災害対策本部との連携
- オ 急性期における医療救護班（発災の後直ちに出勤し日本DMATと協働する医療救護班）の派遣
- カ 避難所等を巡回診療する医療救護班（災害の亜急性期以降に計画的に派遣する医療救護班）の派遣
- キ こころのケア要員・病院支援要員・介護要員の派遣
- ク 被災地での医療ニーズ調査や被災地災害医療コーディネーター及び自治体・他の医療救護関係機関との連携・調整を行う日赤災害医療コーディネートチームの派

遣

ケ 原子力災害の発生やその恐れがある場合は「原子力災害における救護活動基準」に基づき救護活動を実施

コ 医療救護班が使用する救護資機材の需給・調整（複数の医療救護班が相互に共用できる体制）

サ 救援物資の需給・調整

シ 赤十字防災ボランティアの派遣

- ② 「令和5年度日本赤十字社本社・第2ブロック支部総合訓練」への参加  
(埼玉県支部担当)
- ③ 「令和5年度被災地支部災害対策本部運営訓練」への参加  
(千葉県支部担当)
- ④ 「令和5年度先遣要員訓練」への参加（東京都支部担当）
- ⑤ 「令和5年度日本赤十字社災害医療コーディネート研修会」への参加（本社主催）
- ⑥ 日本赤十字社第2ブロック支部広域救護・救援体制調査研究会への参加
- ⑦ 医療救護班要員等の研修の実施
- ⑧ こころのケア指導者養成研修会への参加（本社主催）
- ⑨ こころのケア指導者フォローアップ研修会への参加（本社主催）
- ⑩ 原子力災害対応基礎研修会への参加
- ⑪ 防災教育事業主任指導者研修会への参加（Web会議）
- ⑫ 防災教育指導者フォローアップ研修会への参加（本社主催）
- ⑬ 赤十字防災ボランティア・リーダー養成研修会への参加（本社主催）

## （2）医療救護班用資機材並びに救援物資の整備

- ① 医療救護班用資機材
  - ア 医薬品の整備
  - イ 医療救護班等の非常食の整備
  - ウ 救護班用各種装備品の整備

## （3）赤十字救護看護師の養成

赤十字が実施する医療救護活動を担う看護師を日本赤十字看護大学で養成する。  
(7名を予定)

## （4）災害被災者への義援金の受付

国内における地震や台風、河川の氾濫等風水害並びに火山噴火災害の被害を受けた被災

者に対する義援金の受付や送納業務を行う。

(5) 赤十字防災セミナーの開催

市民が自ら災害から生命を守り、罹災に伴う心身の苦痛を軽減することを目的として日本赤十字社防災教育事業として開催する。

## 2 赤十字講習の普及

日本赤十字社では、赤十字の理念を具体的な知識と技術として赤十字関係者や一般の人々に普及するために「救急法」「水上安全法」「幼児安全法」並びに「健康生活支援講習」を実施する。

	件数(件)	実施者数(人)
令和4年度講習実施状況 (令和4年12月末現在)	237	8,433
令和5年度講習実施計画	380	15,000

(1) 指導員研修の開催

各講習における指導の知識と技術の共通理解を図り、指導員の資質の向上を図ることを目的に指導員研修会を実施

(2) 指導員養成講習の開催

赤十字講習の普及強化のため、救急法指導員養成講習を実施し指導員の増強を図る

(3) 各種講習の普及活動

支部が主催する講習計画

講習名	救急法 基礎講習	救急法 養成講習	水上安全法 養成講習	幼児安全法 養成講習
実施回数	9回	7回	1回	2回

講習名	健康生活支援講習養成講習	健康生活支援講習短期講習	災害時高齢者支援講習
実施回数	1回	1回	2回

(4) 受講者層の要望に沿った効果的講習の実施

- ① 法人会員への普及
- ② 青少年赤十字加盟校(園)の指導者・メンバーへの普及  
(「児童・生徒のための救命手当短時間プログラム」の実施)

- ③ 赤十字奉仕団員を含めた赤十字ボランティアへの普及
- ④ 町内・自治会を通じた地域への赤十字講習の普及
- ⑤ 市町村の防災担当職員や地区分区職員への普及
- ⑥ 金融機関や百貨店等不特定多数の人々が利用する施設の職員への普及
- ⑦ 老人福祉施設や幼稚園・保育所の職員への普及
- ⑧ 高校生対象救急法の実施
- ⑨ 日本赤十字社の職員への普及

(5) 企業・団体とのタイアップによる講習普及と広報

- ① 日本コープ共済生活協同組合連合会とのタイアップ事業「こどもに多い病気・症状の手当」「こどもの緊急時の対応」「災害時の高齢者生活支援」学習会の実施
- ② ホームページ内に導入した視覚的教材 eラーニング「赤十字 WEB CROSS 電子講習室」を活用した講習内容の普及

### 3 赤十字ボランティアの活動充実

日本赤十字社は多くのボランティアに支えられて活動を行っている。赤十字ボランティアの活動が活発になることが赤十字の活動の充実につながることから、更なるボランティア活動の推進を図る。

(1) 赤十字ボランティアの研修・訓練

- ① 赤十字ボランティア基礎研修会の実施（支部主催：年2回）
- ② 赤十字ボランティアステップアップ研修会の実施（支部主催：年1回）
- ③ 赤十字奉仕団委員長研修会の実施（支部主催：年1回）
- ④ 奉仕団員のための国際人道法研修会の実施（支部主催：年1回）
- ⑤ 赤十字奉仕団員等災害救護訓練の実施（支部主催：地域ごとに4回実施）

(2) 赤十字奉仕団の育成強化

赤十字奉仕団の一層の活性化を目指し赤十字奉仕団強化要綱に基づき活動を展開しているが、その中でも特に「少子高齢化社会に対応した地域老人福祉活動または児童の健全育成活動」「非常災害に対する防災、救助活動」「赤十字思想の普及及び社資増強に対する支援対策」の3点について令和5年度も引き続き積極的に取り組み活動を展開していく。

① 地域赤十字奉仕団の活動について

地域のニーズや課題に沿った活動を行うため赤十字奉仕団活動強化要綱の全国共通活動項目に基づく活動を主体的に行う。（令和4年3月末：27団 5,338人）



## ア 活動例

- (ア) 健康生活支援講習や幼児安全法の受講による知識や技術を生かし、老人福祉施設での福祉活動や子育て支援活動を実施する。
- (イ) 救急法等の受講や訓練に参加して、地域での非常災害に対する防災力の向上と救援活動の強化を図る。
- (ウ) 各種の赤十字研修会へ参加し赤十字事業を理解することにより、地域での赤十字思想の普及推進と会員（特に法人会員）の増強を図る。

## ② 青年赤十字奉仕団の活動について（令和4年3月末：1団 11人）

### ア 協議会・研修会への参加

- (ア) 山梨県青年赤十字奉仕団員研修会の実施
- (イ) 第2ブロック支部青年赤十字奉仕団連絡協議会への参加  
(第2ブロック主催:年2回、山梨県支部担当)
- (ウ) 青年赤十字奉仕団全国協議会への参加（本社主催）
- (エ) 赤十字ボランティア・リーダー研修会への参加（本社主催）
- (オ) YABC 研修会への参加（本社主催）

### イ 献血キャンペーンの実施

- (ア) 「愛の血液助け合いキャンペーン」の実施（7月）
- (イ) 「はたちの献血キャンペーン」の実施（1月）

## ③ 特殊赤十字奉仕団の活動について（令和4年3月末：6団 286人）

特殊なスキルで活動する赤十字奉仕団で、本県支部では6団で組織化している。

他の奉仕団を含めたボランティアグループと協働することにより、更に活動の幅を広げていく。

### ア 無線赤十字奉仕団

- (ア) 「赤十字救援バイクV・Sやまなし」との合同訓練の実施
- (イ) 災害救護訓練等への参加
- (ウ) 全国非常無線通信訓練の実施

### イ 安全赤十字奉仕団

- (ア) 赤十字講習の普及活動
- (イ) 災害救護訓練等への参加

### ウ 救護赤十字奉仕団

- (ア) 児童の柔道大会における救護活動
- (イ) 災害救護訓練等への参加

### エ 赤十字救援バイクV・Sやまなし

- (ア) 救援物資の輸送並びに走行訓練
- (イ) 「無線赤十字奉仕団」との合同訓練の実施
- (ウ) 災害救護訓練等への参加
- オ 青少年赤十字賛助奉仕団
  - (ア) 青少年赤十字加盟促進活動
  - (イ) 青少年赤十字普及活動
  - (ウ) 全国青少年赤十字賛助奉仕団第2ブロック研究会への参加
- カ 拡大写本赤十字奉仕団
  - (ア) 拡大写本活動の普及啓発活動
  - (イ) 弱視児童・生徒が使用する教科書や補助教科書の作成
  - (ウ) 拡大写本ボランティア養成入門講座の開催

### (3) 赤十字防災ボランティアの育成

災害時に赤十字救護班と連携して、重要な役割を担う赤十字ボランティアの育成を図るため、登録者の募集や各種講習会を開催する。(令和4年3月末：個人46人 団体5団体)

- ① 防災ボランティアの登録推進
- ② 防災ボランティア養成講習の実施(支部主催)
- ③ 防災ボランティア・リーダー養成講習への参加(本社主催)
- ④ 各種災害救護訓練への参加

### (4) 病院ボランティアの活動

山梨赤十字病院では、積極的に病院ボランティアを受け入れている。現在は6名の登録ボランティアが、平日の午前8時から11時までの間、正面入口で患者・家族に対しての施設内案内・誘導活動を行っている。

## 4 青少年赤十字活動の推進

青少年赤十字は青少年が赤十字の精神に基づいて、世界の平和と人類の福祉に貢献できるよう、日常生活の中で望ましい人格と精神を自ら形成することを目的としている。

青少年赤十字活動の主体は、幼稚園、保育所、こども園、小学校、中学校、高等学校並びに特別支援学校であり教職員を指導者、児童生徒をメンバーとして様々な活動に取り組んでいる。

青少年赤十字の活動をさらに発展させていくため、県・市町村の教育関係機関との連携を密にして、加盟校の増加などを図り、活動の更なる展開を図る。

令和4年12月現在

加盟幼稚園・保育所・こども園：37園 小学校：89校 中学校：52校  
高校：21校  
特別支援学校：8校 計207校（園）

青少年赤十字の実践目標及び態度目標は次のとおりである。

実践目標	◎健康・安全・・・生命と健康を大切にする ◎奉仕・・・人間として社会や人のためにつくす責任を自覚し実行する ◎国際理解・親善・・・広く世界の青少年を知り助け合う精神を養う
態度目標	◎ 気づき・・・社会の問題点に気づく ◎ 考え・・・問題解決の方法を立案する ◎ 実行する・・・立案した企画を実行してみる

(1) 青少年赤十字活動地域研究指定

加盟校における青少年赤十字活動の充実を図るとともに、未加盟校への啓発に努め、青少年赤十字の振興を期することを目的に、中学校を中心にその校区の複数の小学校を含めた地域を指定し、青少年赤十字活動の研究促進を図り、研究の成果を公開する。

- 平成26年度・27年度：甲府市立南中学校、湯田小学校、伊勢小学校
- 平成27年度・28年度：中央市立田富中学校、田富小学校、田富北小学校、田富南小学校
- 平成28年度・29年度：都留市立東桂中学校、東桂小学校
- 平成29年度・30年度：甲州市立松里中学校、松里小学校、井尻小学校
- 平成30年度・31年度：北杜市立武川中学校、武川小学校
- 令和元年度・2年度：早川町立早川中学校、早川南小学校、早川北小学校
- 令和2年度・3年度：大月市立大月東中学校、初狩小学校、大月東小学校
- 令和3年度・4年度：笛吹市立一宮中学校、一宮西小学校、一宮南小学校、一宮北小学校
- 令和4年度・5年度：甲府市笛南中学校、中道南小学校、中道北小学校

(2) 活動実践推進校（園）の指定

加盟している幼稚園、保育所、こども園並びに学校で取り組んでいる青少年赤十字活動を更に活発な活動とすることを目的に年間55校（園）の範囲で指定し、その活動費に対し助成する。

### (3) 指導者の養成

児童・生徒等に赤十字の人道的価値観を伝える指導者（教職員・保育士）を養成する。

#### ① 青少年赤十字トレーニングセンター指導者養成講習（本社主催）

児童・生徒を対象とした研修の指導者を養成する。

#### ② 青少年赤十字中央講習（本社主催）

赤十字を理解するための講習で指導者を養成する。

#### ③ 指導主事対象青少年赤十字研究会（本社主催）

教育行政に携わる教職員を対象とした研修であり、青少年赤十字の普及を図る。

#### ④ 青少年赤十字指導者講習会（支部主催）

青少年赤十字加盟校（園）の指導者を対象に研修会を実施し、指導者を育成する。

### (4) 国際理解・親善

#### ① 青少赤十字国際交流事業への参加

青少年赤十字メンバーの国際理解・親善を図るため、海外メンバーを日本に招聘し、支部での交流プログラムを実施し、東京での国際交流集会に参加する。

本事業のテーマは、「偏見のない世界をつくる」。今般、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、感染者に対する偏見や差別的な発言や言動が後を絶たない。「人道の輪の拡大」にも寄与することから、本テーマを軸に事業を展開する。

#### ② 「NHK 海外たすけあい」の周知

武力紛争や自然災害で、生活の基盤を失った人々への募金活動の大切さを、またその募金システムを青少年赤十字メンバーや指導者に正しく理解してもらう。

### (5) 青少年赤十字加盟校（園）の増強

子どもたちに赤十字を伝える機会を増やすため、加盟校（園）の増加に向けて活動を展開する。

#### ① 山梨県青少年赤十字賛助奉仕団による推進活動

#### ② 県及び市町村教育行政に対する働きかけ

#### ③ 県内全ての公立、私立学校等に青少年赤十字の紹介パンフレットの送付

### (6) 研修会等の実施

直接メンバーの参加を募り活動の推進を図る。

- ① リーダー養成トレーニングセンターの実施（支部主催：小・中・高メンバー対象）
- ② スタディセンターへの参加（本社主催：高校生メンバー対象）
- ③ 高校生対象救急法講習会の実施（支部主催2回/年）

#### （7）「第8回山梨県こども赤十字祭り」の実施

青少年赤十字加盟幼稚園・保育所の指導者やメンバーが一堂に会し、園で実施している活動の発表や加盟園相互の交流等を行うことにより、今後の更なる青少年赤十字活動の発展に繋げることとする。

- ① 運営委員会の開催
- ② 本行事の実施

#### （8）青少年赤十字活動の支援

学校現場の実情に即した情報や活動メニューの提供を行い、活動の充実・定着を図る。

- ① 学校行事への参加・協力（避難訓練など）
- ② 青少年赤十字機関誌及び指導情報等の教育教材の配布
- ③ 青少年赤十字防災教育プログラム「まもるいのち ひろめるぼうさい」及び幼稚園保育所向け防災教材「ぼうさいまちがいさがし きけんはっけん！」の配付及び普及
- ④ 各教科・道徳・総合的な学習の時間への講師の派遣
- ⑤ 救急法等講習会への指導員の派遣

## 5 国際活動の充実

日本赤十字社の国際活動の使命は、世界最大の人道ネットワークである国際赤十字の一員として、人々の支持・共感を得ながら、災害や紛争及び健康問題など生命や暮らしを脅かす深刻な問題に苦しみながらも立ち上がろうとしている人々とともに、その状態の改善に努めることである。

今後も積極的に周知を図り、赤十字が行う国際活動に理解を求めることとする。

#### （1）「NHK海外たすけあい」における募金活動

日本赤十字社とNHKは、毎年共同で「NHK海外たすけあい」キャンペーンを実施している。1983年に第一回目が実施されて以来、毎年12月に、NHKの放送などを通じて広く一般の方々にご協力をお願いしており、全国から寄せられた救援金は、すべて日本赤十字社を通じて援助を待つ世界中の人々のために使われている。令和5年度も引き続き実施する。（令和4年度：83件 1,044,587円）

## (2) 海外で発生した自然災害等の被災者に対する募金活動

海外で発生した紛争や災害により、国際赤十字・赤新月連盟が緊急アピールを発信した救援金の受付を行い、赤十字のネットワークを通じて被災者や難民に配分する。

## (3) 安否調査の実施

紛争や災害の発生に伴い、家族が離れ離れになり肉親の所在が不明となることがあるが、そうした人々の安否を調べることは赤十字の重要な役割の一つである。本社を通じて依頼のあった安否に関し、地区分区の協力を得ながら調査を行う。

## (4) 国際救援活動における派遣要員の登録

現状は、山梨赤十字病院所属看護師一名である。今後も適任者を国際救援・開発協力要員研修に参加させ、山梨県支部の国際活動の充実を図っていくこととする。

## 6 医療事業

赤十字病院は、赤十字の基本原則である「人道」的価値観を持って人々の生命と健康を守る医療活動を行っている。

当県においては、富士河口湖町にある山梨赤十字病院が、赤十字病院としての災害救護や地域に密着した特色ある医療を展開している。また、県の基幹災害支援病院として富士北麓医療圏における災害時の医療等に取り組んでいる。

### (1) 災害救護訓練の実施、救護員の養成

### (2) こころのケア要員の養成

### (3) 日本DMAT隊員養成研修や全国赤十字救護班研修会への参加

### (4) 災害医療コーディネーター研修会への参加

## 7 血液事業

病気やけがなどで輸血を必要としている人々に、安全な輸血用血液を安定的に供給するため24時間体制で対応している。

また、献血の推進については、献血者や献血協力団体の理解と協力のもと、県・市町村（地区分区）と連携し移動献血車や献血ルームでの献血者確保を図っていく。

- (1) 献血キャンペーンの実施
- (2) 献血功労者の表彰等

## 8 会員増強と広報活動の推進

日本赤十字社は「社員」をもって組織される日本赤十字社法に基づく法人であり、赤十字事業は、日本赤十字社法に定める「社員」である「会員」とそれ以外の「協力会員」からいただく「会費」及びその他の「寄付金」からなる事業資金によって支えられている。

赤十字事業には災害発生時の救護活動のような緊急性を要するものや、ボランティアの育成のように中長期的な計画のもとに進められるものなどがある。特に近年、気象変動の影響から災害が多発しており、迅速な医療救護活動や救護物資の配付等を行ううえで、より一層、平時から備えてゆくことが重要になっている。

このため、地区・分区や自治会、赤十字奉仕団等の協力を得て、事業活動を積極的に展開するとともに、日本赤十字社山梨県支部創立140周年に向けて更なる事業推進のため、各種イベントや広報媒体を通じ赤十字事業の周知を図り、一人でも多くの県民の皆様が協力いただけるように努めると共に、ご協力いただく方々の新型コロナウイルス感染防止と安全・安心を第一として推進を図る。

### (1) 赤十字会員増強運動について

地区・分区をはじめ、自治会、赤十字奉仕団等関係者の協力を得て、毎年5月の赤十字運動月間を中心に、5月・6月を基本に「赤十字会員増強運動」を実施するが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施時期については、地区分区と協議のうえ柔軟に対応する。

### (2) 会員増強対策について

#### ① 一般（個人）事業資金募集の取り組み

長引く経済不況と個人の価値観の多様化等により年々減少傾向にあるため、地区・分区の協力を得て、地域の事業資金募集の現状や問題点を把握し実状にあった取り組みを推進すると共に、ご協力いただく方々の新型コロナウイルス感染拡大防止と安全・安心を第一として推進する。

- ア 預金口座振替・クレジットカード払い会費募集の推進
- イ 遺産等からの寄付の呼びかけ
- ウ 地区・分区担当者への働きかけ
- エ 救急法等受講者や出展時の体験者への呼びかけ

オ 令和5年度一般（個人）会員及び協力会員目標数及び目標額

個人目標会員・協力会員数	個人目標額
163,000人	140,000,000円

② 法人からの事業資金募集の取り組み

企業訪問等を通じて企業の社会貢献活動の一つともなる赤十字事業への支援や参加を依頼してきているところであるが、厳しい社会経済状況により、会費単価の下降が続いているため、今後は、既加入法人会員の維持とともに新規会員の開拓への取り組みを強化してゆく。

- ア ダイレクトメールによる新規会員募集
- イ 既会員への会費再依頼
- ウ 赤十字奉仕団員の新規法人会員勧奨
- エ 企業訪問等の取り組み強化による会費増強
- オ 令和5年度法人会員目標数及び目標額

法人目標会員数	法人目標額
1,100社	16,000,000円

(3) 赤十字有功会との連携

有功章受章者の方々により組織されている日本赤十字社山梨県有功会会員の協力を得て、新規赤十字会員勧奨活動をなお一層進める。

(4) 広報活動の推進

県民の皆様幅広く参加していただけるイベント等を企画し、一人でも多くの方に赤十字事業についてご理解をいただけるような広報活動を展開する。

① 赤十字事業を通じての広報活動

- ア 赤十字運動月間におけるイベントの実施
- イ 市町村等各種団体で開催されるイベントへの積極的な出展
- ウ 企業との協同によるイベントの実施
- エ 防災・減災イベントの実施

② マス・メディアを通じての広報活動

- ア 報道機関を通じてのCMスポット放映
- イ ホームページを活用した広報の充実
- ウ 積極的な番組出演



- ③ 情報提供
  - ア 報道機関、県、市町村等へのニュースリリースの配信
  - イ 赤十字NEWSの送付
- ④ 各種広報資料の発行
  - ア 「赤十字山梨2023」・・・県下全世帯に配布
  - イ 「本社作成事業紹介リーフレット」・・・法人・自治会組長等に配布
  - ウ 「赤十字講習案内」・・・個人・企業・学校・市町村役場等へ配布
- ⑤ 赤十字支援マーク付自動販売機の普及促進
  - ア 法人会員・有功会員への広報

## II 施設事業

### 1 山梨赤十字病院

新型コロナウイルス感染症のパンデミックの中で、3年間で瞬く間に過ぎようとしています。

新型コロナウイルスは常に我々の予想や期待の裏をかくかの如くに変化してきました。これまでのインフルエンザ・パンデミックのように、1～2年で終息し3波～4波ぐらいで小さくなり、通常の風邪ウイルスに変化するだろうと多くの人は想像していたと思います。しかし、新型コロナウイルスの波は幾重にも繰り返すとともに幾重にも大きくなり感染者数を増大させています。

令和4年度は当院においても度重なる院内クラスターとなり入院患者、病院職員に多数の感染者が発生しました。入院患者を隔離するとともに、多数の病院職員の在宅療養など離脱することで病院機能は著しく低下しましたが、機能停止は職員間の協力体制で免れることができました。

新型コロナウイルスは季節性インフルエンザや風邪ウイルスとは次元の違う感染力であり院内感染のリスクは極めて高いことを改めて思い知らされた1年となりました。院内感染対策を考えた時、救急外来の在り方、病棟の在り方など医療者側の基本的な診療体制が前年度と変化できていないことを痛感しております。

一方、病院運営において令和3年度より看護職員の離職者数が増加し令和4年6月には施設基準の維持が困難になるとの想定により一部病棟閉鎖の措置を取っております。令和5年度においても看護職員採用予定数の確保が出来ておらず一部病棟閉鎖の解除が見込めていない状況であります。

令和4年度は度重なる院内クラスターの発生による病棟閉鎖、看護職員の不足による一部病棟閉鎖で医療事業収支額は前年度比-44.4%、約3億4千万円の悪化を見込んでおります。このような状況のなか令和5年度に向け当院が地域で必要とされる病院であるため、人員の確保を実践し安定的な運営を維持するために前年度の反省点を洗い出し課題を設定し病院機能の改善に取り組んでまいります。

病院運営概要は以下のとおりです。

#### ○ 医療供給体制

##### (1) 新型コロナウイルス感染症への対応

###### 院内クラスター防止対策

- ・感染対策委員は毎日、病棟別の発熱者トレンドグラフを作成し適宜に発熱者のPCR検査の実施につとめ早期に新型コロナウイルス感染者を特定、ラインノートを作成し感染ルートの特定制と感染拡大の状況を確認し病棟単位でのグリーンゾーンとレッドゾーン

とのエリアのゾーニングを決定し感染対策本部に承認を得て関係部門責任者へ指示をおこない感染拡大抑止につとめる。

職員からの感染拡大を防止するため職員間の三密環境の阻止、手指衛生などの標準予防策の再教育、定期的に抗原定性キットによるスクリーニング検査を実施、無症状感染者の早期発見につとめ感染状況に応じたフェーズに合わせ最終的にはPCR検査による就業前検査を実施、職員向け情報発信で感染拡大に対する注意喚起を促す。

## (2) 看護師確保体制の強化

コロナ禍の近年、離職者数が大幅に増加し今後の看護体制の維持に多大な影響が生じており看護師確保対策を図る。

- ① Twitter、SNS 等などを利用した求人情報の発信
- ② 看護師派遣業者の利用。派遣期間終了後、本人の希望があれば正規職員としての採用制度の構築
- ③ 入職後の専門資格取得支援制度の発信
- ④ 外国人看護師採用プロジェクトの積極的推進
- ⑤ エリアを超えた赤十字グループ病院への積極的な派遣要請
- ⑥ 県内看護大学、看護専門養成学校との関係の強化

## (3) 医師の働き方改革への対応

2024年4月より医師の年間時間外労働時間960時間以下が義務付けられ医師の労務管理の徹底、労働時間短縮を目的とした連続勤務時間制限や勤務間インターバルなどの健康確保を含めた対応が施設管理者に求められる。

当院は「医師の時間外労働規制について」の対応はA水準での開始を検討している。二次輪番体制の見直し、後期研修医師の増加、労基への宿直許可の申請などを考慮し社会保険労務士との意見調整を行いながら準備を進めている。

## (4) 血管連続撮影装置(アンギオ)のリプレース

導入後10年が経過した血管連続撮影装置のリプレースを予定する。血管連続撮影検査はアンギオ撮影とも呼ばれ検査は足の付け根(大腿動脈)、肘(上腕動脈)などの動脈からカテーテルを挿入して行う。透視画像を見ながら目的の血管までカテーテルを進めていき、造影剤を使用し撮影することで、血管の走行や状態などが分かる検査である。動脈瘤・脳梗塞・心筋梗塞・動脈や静脈の狭窄の検査や治療、腫瘍性の検査や治療に使用する。

富士・東部医療圏の二次救急医療を担う当院の循環器内科は心筋梗塞などの循環器系の疾患をもつ患者を多く受け入れており救命救急の一部を担っている。

今回、導入する装置は将来を見据え、脳卒中などの脳血管内治療の実施可能なものを選定することとしている。

## ○ 赤十字施設としての取り組み

### (1) 災害救護活動体制の整備

近年は台風、豪雨、猛暑、豪雪などの異常気象、自然災害が多発している。3年以上にわたる新型コロナウイルス感染症の度重なるパンデミックにより日赤救護班 DMAT 隊の活動内容、活動範囲も顕著に変化しており感染症対策を含む多岐にわたる活動体制の整備が必要となる。

#### ① 自治体と連携した訓練、疾病災害である新型コロナウイルスへの対応

地元自治体(富士河口湖町・鳴沢村・富士五湖消防)と災害時の医療救護活動に関する協定により行政と連携した防災訓練を実施する。

また疾病災害である新型コロナウイルス感染症の治療、感染予防対策は富士・東部医療圏での重点医療機関として感染拡大の抑制、感染拡大による医療崩壊の防止、感染状況に応じた医療体制の確保、他病院との医療連携により富士・東部地域住民の健康を守ることを目的とし対策を講じていく。

#### ② DMAT要員の育成と活動の拡充

頻発する自然災害に対する対応、新型コロナウイルス感染症の対応など様々なケースに適時対応できるDMAT隊の整備を図る。厚労省はDMAT要領を改正し「新興感染症等のまん延時に、地域において必要な医療提供体制を支援する」旨を定めた。DMAT隊は感染症の専門家と一緒に患者対応や、クラスターが起きた介護施設などの感染対策、業務継続を支援することも活動の一部となり、昨年度から当院も施設内クラスターが発生し機能不全に陥った施設へDMAT(看護師)の派遣し対応にあたった。今後は感染症の認定医師・認定看護師の養成を図りDMAT要員の感染症に対する教育訓練を図る。

#### ③ 日赤救護班の充実

日赤東部ブロック訓練へ参加する。DMATと共同での活動が可能となるようwebによる院内講習、少人数での訓練を行う。

#### ④ BCP(医療継続計画)

BCPは、災害などの緊急事態が発生したときに、損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画である。当院は日本赤十字社の医療機関であり災害時には、被災者の治療を提供することが求められる。発災直後、発災から被災者の来院が始まるまで、被災者の対応、そして通常業務の再開などそれぞれの局面での対応が円滑に出来ることが必要である。当院の設備、マンパワーを活かして年に一度は大規模災害を想定した院内訓練を実施する。

## 2 山梨県赤十字血液センター

令和5年度の事業方針は、「関東甲信越ブロック重点計画」及び「関東甲信越ブロック血液センターの理念」に基づき、安定供給、原料血漿の確保、品質の確保、献血の意義理解の促進、献血者の安全確保及び社会情勢の変化に応じうる将来を担う人材の育成に重点的に取り組む。また、血液事業本部より示された中期的目標値の達成に向けて事業実績の改善に努める。

### (1) 血液製剤の安定供給

一年を通して血液製剤が安定的に供給できるように、医療機関からの需要予測等の情報収集の強化を図り、実需の増減を把握することにより、過不足のない適正な在庫管理に努める。

災害時における様々なケースを想定し、連絡体制や運搬体制のほか、製品の退避施設の確保等安定供給に支障をきたさないよう取り組む。

令和5年度供給本数（単位：200mL献血由来製剤を1本とする）

赤血球製剤	39,300
血漿製剤	13,250
血小板製剤	43,700
合計	96,250

### (2) 献血者確保対策

若年層を中心とした献血推進やボランティア団体の育成等を行って、400mL献血及び成分献血の採血効率の向上とブロック内の需要に応じた献血者確保に取り組む。特に、長期的に安定した献血構造の構築のため、10代では各高等学校での集団献血、20代では大学生による学生献血推進協議会での取り組み及び会社員の献血推進、30代ではボランティア団体の醸成を促し献血者確保に努める。

また、移動採血の献血者を献血ルームへ誘導することにより複数回献血者の固定化を図ることで、安定した献血者の確保に努める。

令和5年度献血計画

(単位：人)

区分	200mL献血	400mL献血	成分献血	合計
移動採血	540	15,827	0	16,367
献血ルーム	60	7,140	10,982	18,182
合計	600	22,967	10,982	34,549
構成比	1.7%	66.5%	31.8%	100%

### (3) 広報活動

広く一般の方に赤十字活動を知っていただくためにマス・メディアとの連携を密にして、献血協力を依頼する。

また、企業・市町村・街頭献血・献血ルームにおいて、献血PR資材の提供及び各種献血キャンペーンを実施する。若年層への普及啓発活動として高校・大学・専門学校生等に対しては「めぐる献血」を継続する他、将来の若年層献血者確保のため、県下中学校3年生を対象に献血啓発グッズを配布する。

山梨県赤十字血液センターのホームページについては、引き続きフェイスブック・ツイッター等のSNSを活用した情報発信を図る。

- ① ヴァンフォーレ甲府との共同企画（通年）
- ② 広報誌「せせらぎ」の発行（年2回）
- ③ 「めぐる献血」（通年）
- ④ 「世界献血者デー」キャンペーン（6月）
- ⑤ 「愛の血液助け合い運動」キャンペーン（7月）
- ⑥ 献血感謝のつどい in 山梨（9月）
- ⑦ 「クリスマス献血」キャンペーン（12月）
- ⑧ 「はたちの献血」キャンペーン（1月～2月）
- ⑨ 「ふじさん献血」キャンペーン（2月）
- ⑩ 「バレンタインデー」キャンペーン（2月）

### (4) 医薬情報活動

医療機関との連携を強化し、輸血副作用情報の収集や輸血関連情報を提供する。

また、医療機関連絡会議の開催、医療機関への説明会・査察等を実施する。

- ① 山梨県合同輸血療法委員会の開催
- ② I & A委員会の開催
- ③ 血液製剤の需給に係る連絡会議の開催
- ④ 山梨輸血研究会の開催

### (5) 骨髄ドナーセンターの運営

山梨県内の骨髄ドナー登録者数は、2,193人（令和4年12月末現在）となっている。県内の骨髄バンクドナー登録者数の増加に向け、引き続き、山梨県骨髄バンクを推進する会と一緒に献血現場での登録者の受け入れを行うとともに、ライオンズクラブ等のボランティア団体の協力を依頼する。

### (6) 献血推進のための会議・セミナー等の開催

県・市町村・献血関係団体等と連携し、会議・セミナー等を開催する。

- ① 献血推進協議会総会、血液事業担当者会議の開催
- ② ライオンズクラブと血液センターの合同会議の開催

- ③ ライオンズクラブのメンバーを対象としたプラチナサポートクラブ会議の開催
- ④ 青年会議所のメンバーを対象とした<sup>あっち</sup>熱血血クラブ会議の開催
- ⑤ 学生献血推進協議会（大学生主体）会議の開催
- ⑥ 高校に対する献血セミナーの開催